

## 国境炭素調整の最新動向整理 - 協調か対立か？

### <報告要旨>

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
研究主幹 柳 美樹<sup>1</sup>

#### 最新動向のポイント：

##### 1. 国境調整措置導入の発表

欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会（EC）は、世界初の炭素国境調整措置、Carbon Border Adjustment Mechanism（以下 CBAM）の制度案を 7 月 14 日に公表した。国境炭素調整とは、厳しい気候変動対策実施による対策コストを負う国が十分な対策を取らない国からの輸入品に対し、税・課徴金・クレジット購入などの義務を課し、対策コスト差の調整を図る措置である。今回の EC 提案では、鉄鋼、セメント、アルミ、肥料、輸入電力が対象商品に指定された。CBAM による収入は EU の独自財源とされる予定であり、2030 年時点で 21 億ユーロと推計されている。

##### 2. 2023～2025 年を「試行期間」とする

輸入品に対して、製品製造時の「直接排出」だけでなく、電力や熱の「間接排出」を含む製品あたりの総合的な排出量（体化排出量、embodied emission）及び原産国における炭素価格の報告義務を課す。報告頻度は四半期ごとである。排出量の計測手法は今後決定される細則に委ねられるが、第三国との制度設計の詳細に対する対話を試行期間中に継続する。EC は、間接排出量の計測等についての評価レポートを、試行期間終了前までに、欧州議会と理事会に提出する。

##### 3. 2026 年以降に本格的な制度実施へ

CBAM 証書の輸入品に関する納付義務を 2026 年に開始する。体化排出量に並び、欧州排出量取引制度の取引価格に連動する CBAM 証書を納付する義務が、輸入事業者に発生する。製品別の排出量は、まずは工場で消費される燃料等の「直接排出」のみを対象とするが、EC による試行期間中の評価を踏まえて、購

---

<sup>1</sup> 本報告については、(一財)日本エネルギー経済研究所環境ユニットの中村 博子主任研究員および森本 壮一研究員の協力の下で調査分析を行った。

入電力等に伴う「間接排出」も対象となる可能性がある。また、原産国で課せられている炭素価格分を控除できるとされているが、基本的に炭素税や排出量取引による明示的炭素価格のみが控除の対象となる。2026年以降、CBAMは、欧州排出量取引制度におけるカーボンリーケージ対策である排出枠の無償割当の段階的削減に合わせて、段階的に導入する予定である。なお、無償割当は2035年に完全に停止する。

#### 4. 今後の展開と日本への示唆

今後、ECの規則案に基づき、欧州議会と欧州理事会において審議が行われる。現時点では、最終的な規則成立の可否、成立の場合の具体的な制度設計は予断が許されない。対象製品の日本から欧州への直接的な輸出量は微少であり、仮に成立しても、直接的な影響は小さい。ただし、ロシア・中国等からEUに輸出できなくなった余剰品がアジア市場に流入すれば日本企業に影響が及ぶ可能性がある。自由貿易の阻害要因となる可能性や南北問題激化の引き金になりかねない点には留意が必要である。

他方で、製品別の排出に関する計測手法の検討については、できる限り共通化することが貿易促進上、望ましいことから、日本も積極的な関与が望まれる。今回の提案がWTOルールと整合しているのかについても検討が必要である。たとえば、削減された無償枠のオークション収入が、無償割当をもらう予定であった業種にCCS等の技術支援として還流し、域内製品は結果的に補助され、輸入品は課金されるだけとなっていないか等、恣意的な差別になっていないかの確認が重要である。

#### 5. 米国の動向

バイデン大統領は大統領選挙期間中に、国内の製造業に対する規制的措施と対になる形で、国境炭素調整について言及した(2020年8月民主党綱領)。また、1962年通商拡大法232条に基づく、安全保障を理由とする国境炭素調整の適用の可能性も一部では指摘されている。しかし、議会情勢を鑑みると、国境炭素調整の対象となる炭素税や産業部門への新規規制の成立は難しい。このような状況において、7月9日にイエレン財務長官は、国境炭素調整について、EUの制度提案を念頭に、「明示的炭素価格だけではなく、各国の炭素削減(およびcarbon content削減)政策に着目すべき」と述べている。他方、議会における一部民主党議員による国境炭素調整導入に関連した動きもあり、今後の動向が注目される。

#### 6. まとめとインプリケーション

世界で初めての試みとして国境炭素調整措置に関する制度試行が欧州を中心に

進められようとしている。今後、WTO ルールとの整合性など、国際通商法の観点からの検討が課題となる。

- ① 今回の EC の提案は、2023～2025 年にかけての「試行期間」において制度詳細にかかる域外各国との対話や国際協力を想定しており、日本にとって欧州との対話、欧州域外関係国との連携等、積極的関与が戦略的に重要となる。
- ② また、技術的課題として、製品に体化された排出量の算定を総合的に行うことも、世界初めての試みであり、方法論の整備が課題となる。
- ③ 本格導入される 2026 年以降は、制度の内外無差別性の検証も重要になる。欧州排出量取引制度の対象となる EU 域内事業者の義務と、CBAM 証書調達や報告等に関する域外事業者の義務の公平性が担保されているのかという点が最大の論点である。また、備えとして、日本の産業・製造業が負担している炭素コストの現状把握や分析も今後の戦略的対応のため必要となる。

お問い合わせ: [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)